

# 平成17年度 第1回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成17年8月11日（木）午前9時～午後0時15分

2. 開催場所 市役所議会棟 1階 第2会議室

## 3. 出席者

（委員）

柳憲一郎、上野菊良、出羽文明、木邨定男、内海照枝、岡部正明、  
石黒武、伊豆富子、加藤里行、轟 和夫、

（事務局）

環境部長 大野伸夫、環境部次長 柏木通治、環境保全課長 仲谷幸一、  
環境保全課長補佐 指田裕司、環境推進係長 前田唯一、  
環境推進係 久我真弘、湯浅太郎、環境計画係 溝上澄人、安倍麗子、

（千葉県）

県土整備部下水道課計画指導室 室長 土屋清和

副主幹 山本洋治

副主査 田中武彦

江戸川下水道事務所第一終末処理場建設室 室長 佐久間晃

副主幹 内山良二

## 4. 内容

- (1) 開会
- (2) 審議会委員委嘱
- (3) 会長挨拶
- (4) 環境部長挨拶
- (5) 議題
  - ① 江戸川第一終末処理場建設概要について（現地視察）
  - ② 江戸川第一終末処理場建設に係る市長の意見について（諮問）
    - ・ 準備書の説明（千葉県）
    - ・ 質疑応答
  - ③ その他
- (6) 閉会

## 5. 会議経過

### ◎江戸川第一終末処理場建設概要について（現地視察）

江戸川第一終末処理場建設予定地及び江戸川第二終末処理場の現地視察を行った。

### ◎江戸川第一終末処理場建設に係る環境影響評価準備書に対する市長の意見について

## (諮問)

部長から環境審議会柳会長に「江戸川第一終末処理場建設に係る環境影響評価準備書に対する市長の意見について（諮問）」が提出された。

### ①「江戸川第一終末処理場建設に係る環境影響評価準備書について」

#### ・準備書の説明

千葉県職員が「江戸川第一終末処理場建設に係る環境影響評価準備書」について説明を行った。

#### ・質疑応答

##### 委員質問

処理水を旧江戸川に放流するようだが、なぜ、近い江戸川放水路にしないのか。また、第二処理場の放流先は、旧江戸川とやむを得ない場合は猫実川に放流するようだが、第一処理場の場合は現在計画の放流先以外の場所に放流することはないのか。

##### 千葉県回答

江戸川放水路と旧江戸川を比較すると、放水路のほうが多様な生物が多く、その先に三番瀬も近いため、放流先を旧江戸川と選定した。また、第一処理場はすべて旧江戸川に放流する予定となっている。

##### 委員質問

放流水の水質が、水質汚濁防止法で定める排水基準、上乘せ基準より厳しい数値を目標としているが、汚水の処理工程でより多くの化学薬品などを使うということなのか。

##### 千葉県回答

8ページの消毒施設については、高度処理と言うことで消毒剤の量が増えることはない。江戸川第二処理場の消毒の量と同じで、必要最低限の滅菌としている。

##### 委員質問

汚泥焼却炉の煙突の高さを25mとした理由と河川の水質予測結果がふっ素とダイオキシン類について、下がっている理由について教えて欲しい。

##### 千葉県回答

煙突は、当初30mとしていたが、土壌を場内にて敷き均す（11m）ため、それとあわせると、かなり高くなってしまうため、景観等に配慮し25mとした。

河川の水質については、予測に用いた放流水中のダイオキシン類濃度などが旧江戸川の濃度より薄いことなどから、現況より下がる予測結果となったものです。

##### 委員質問

監視計画について、完成後の調査結果などチェックできるよう、市民向けの

公表するシステムは考えているか。

#### 千葉県回答

さまざまな調査結果等については、江戸川下水道事務所にてご覧いただけるように予定している。

#### 委員質問

土壌調査などの結果を見ると、調査結果は概ね妥当と考えられる。しかしながら、工事中においてもしっかりと監視を行って、万が一悪い結果が出て周辺住民に情報提供するなど情報公開に努めて欲しい。

#### 千葉県回答

事業者として、工事中など適正な監視に努め、万が一、不法投棄されたものなど発見したら、当然として適性処理に努めていきたい。

#### 委員質問

土壌調査の詳細調査地点が掲載されていないが、所有者から拒否されたりして、偏っているわけではないのか。

#### 千葉県回答

詳細な調査地点については個人情報関係で掲載できないが、対象事業地内で、30地点、ほぼ100m間隔で調査を行っている。

#### 委員質問

土壌汚染対策法4条に規定されている「土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき」を適用した土壌汚染状況調査を行う予定はないのか。

#### 千葉県回答

環境部局からは、汚染状況調査を義務づける法4条を適用するとは聞いていない。

#### 委員質問

今回の環境影響評価に係る手続きは、千葉県環境影響評価条例の対象外との事だが、何故、対象外となっているのか。

#### 千葉県回答

この事業は、昭和48年に48haの規模で都市計画決定がされていたものです。今回規模を縮小し事業を行うこととなったため、条例の適用除外となったものです。

#### 委員質問

方法書などの手続き、住民等の意見の吸い上げなどはどのような形になるのか。

#### 千葉県回答

8月1日～30日までで、準備書の閲覧を行っており、意見募集も行っている。

8月7日には住民説明会を開催した。関係市長への意見の照会を行い、独自に設置した技術検討会（7名のうち、5名が県アセス検討会委員も兼任）での検討を経て、評価書を公表する予定としている。

#### 委員質問

このような「自主アセス」の手法は、千葉県では多く行われているのか。

#### 千葉県回答

おそらくはじめてのケースと思われる。

#### 委員質問

準備書要約版では、事業着手の具体的スケジュールが分からないが、いつ頃を予定しているのか。

#### 千葉県回答

都市計画上の変更手続きが行われていない現状では、具体的な日程が入れられず、「1期工事」などの表記とした。なお準備書には第1期工事の工程を載せている。

#### まとめ

- ・ 追加で意見等があれば、8月31日までに事務局まで連絡して欲しい
- ・ 本日の意見や追加の意見などを踏まえて、会長と事務局で答申案を作成する
- ・ 答申案を審議する会議は改めて開催せず、答申案について会長一任とする。

#### ②その他（事務局から）

- ・ 報道等で話題となっているアスベスト問題に対する市の対応について、現在までの市の取り組みを説明した
- ・ 次回第2回環境審議会は、平成17年10月下旬を予定する。なお、議題については、「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する市長の意見」に関する諮問を予定している。